

2013年度私立高校・中学生の経済的理由による退学と学費滞納調査まとめ

1. 調査の目的

- ・今回の調査は、2013年度（2013年4月～2014年3月末）に経済的理由で私立高校、私立中学を退学（学費未納による除籍を含む）した生徒の状況と2014年3月末の学費滞納状況を可能な限り把握し、必要な措置を行政に要請して私学に学ぶ生徒の権利を守るために行いました。
- ・本組合では、1998年度以来毎年同様の調査を行っており、9月末は学費滞納調査として3ヶ月以上の学費滞納生徒数を、3月末にはその年度1年間に経済的な理由で中途退学した生徒数を調査し、今回が16年目の調査です。

2. 調査の時期

調査は、2014年3月末現在での、2013年度1年間の中途退学と3か月以上の学費滞納の状況を調べたものです。

3. 調査方法

調査方法は、別紙の調査用紙を本組合加盟の各学校の教職員組合を中心に配布し、各学校の協力を得て調査用紙を回収し、全国私教連が集計しました。

4. 回答状況

- ・29都府県の300私立高校、126私立中学から回答がありました。
- ・回答学校数（全国の私立高校・中学に対する割合）・生徒数（全国の私立高校・中学に対する割合）
私立高校（全日制）29都府県300校（全国全日制私立高校1,290校の23.3%）、生徒数256,001人（全日制私立高校生徒数1,020,297人の25.1%）
私立中学校 126校（全国の私立中学校771校の16.3%）、生徒数49,197人（全国の私立中学生徒数249,419人の19.7%）

5. 2012年度の1年間に経済的理由で中退した私立高校生の総数は83人(0.03%)と、人数は調査開始後初めて100人未満(2ケタ台)になり、割合も過去最低になりました。

- ① 経済的理由による私立高校の中退生徒数は41校に83人おり、中退率（中退生徒数/対象生徒総数）は0.03%と調査開始以来最低の割合でした。

年度	経済的理由による中退生徒数	同中退率（中退生徒数/調査生徒数）	調査生徒数
1998	261人	0.13%	203,355人
1999	318人	0.15%	216,505人
2000	299人	0.12%	239,797人
2001	347人	0.15%	229,579人
2002	355人	0.17%	205,850人
2003	293人	0.16%	183,697人
2004	279人	0.19%	147,675人

2005	285人	0.16%	179,630人
2006	188人	0.11%	164,842人
2007	407人	0.21%	195,264人
2008	513人	0.20%	260,834人
2009	200人	0.09%	226,914人
2010	148人	0.06%	264,576人
2011	110人	0.04%	285,506人
2012	118人	0.04%	277,214人
2013	83人	0.03%	256,001人

② 経済的理由で中退した生徒のいる私立高校の学校数41校（調査した300校中13.7%）も過去最低でした。

（2012年度・317校中52校・16.4%、2011年度・340校中55校・16.4%、2010年度・324校中56校・17.3%、2009年度・282校中72校・26.6%、2008年度・315校中134校・42.5%、2007年度・234校中72校・30.8%、2006年度・194校中90校・46.4%）

③ 私立高校生の3ヶ月以上の学費の滞納生徒は807人、割合（滞納生徒数/対象生徒総数）は0.32%（調査した256,001人中）おり、調査開始以来最低の数値でした。経年比較で、2012年度は0.34%（950人/277,214人）、2011年度0.42%（1,194人/285,506人）、2010年度の0.51%（1,399人/264,576人）、2009年度0.62%（1,406人/226,914人）、2008年度0.72%（1,887人/260,834人）と比較して減少傾向にあります。

3か月以上の学費滞納生徒は調査校300校の44.3%にあたる133校に在籍しており、2012年度50.2%（317校中159校）、2011年度50.3%（340校中171校）、2010年度59.6%（324校中193校）、2009年度67.0%（282校中189校）、2008年度66.0%（315校中208校）に比べて割合が減少し、初めて調査した学校の過半数が滞納生徒なしという回答でした。

④ 経済的理由による私立中学校の中退生徒数は8校（127校中）に8名おり、中退率は0.02%（1校あたり0.06人）になります。中退率は2012年度0.02%、2011年度の0.13%、2010年度0.02%、2009年度0.04%、2008年度0.05%、2007年度0.06%、2006年度0.03%とこの間の大きな変化はありませんでした。

⑤ 私立中学生の3ヶ月以上の学費滞納生徒数は30校（調査校の23.6%）に43人おり、割合（滞納生徒数/対象生徒総数）は0.09%でした。

これは2012年度0.19%、2011年度の0.15%、2010年度0.20%、2009年度0.22%、2008年度0.2%、2007年度0.17%、2006年度0.26%と比較して最低の人数と割合でした。

6. 「2010年度4月に『就学支援金制度』が導入されて4年が経過しましたが、あなたの学校の入学者数に変化はありましたか？」の設問に対して

ア. 入学者数が増えた.....	73 (24.3%)
イ. 入学者数に変化はない...	125 (41.7%)
ウ. 入学者数が減った.....	37 (12.3%)
エ. わからない.....	44 (14.7%)
無回答.....	21
合計	300

7. 「厚生労働省(社会福祉協議会)教育支援資金制度(年収 350 万円未満家庭に最高月額 35,000 円貸付)の学費滞納時遡及貸付が 2013 年度から恒久化されました。この事について」の設問に対して

(1) この制度について

ア. 知っている.....	147 (49.0%)	昨年度 : 141 (44.5%)
イ. 知らない.....	124 (41.3%)	昨年度 : 136 (42.9%)
無回答.....	29	
合計	300	昨年度 : 317

(2) この制度を利用して、滞納した学費を納めた生徒がいますか？

ア. いる.....	26 (8.7%)	昨年度 : 33 (10.4%)
イ. いない.....	199 (66.3%)	昨年度 : 202 (63.7%)
無回答.....	75	
合計	300	昨年度 : 317

8. 調査結果の分析

(1) 私立高校生で 2013 (平成 25) 年度に、経済的な理由で中途退学した生徒は 83 人と初めて 100 人を下回り、その割合も 0.03% と過去最低の水準になりました。

2010 年度の就学支援金制度導入から 4 年目で、それまでの最低水準 0.9% (1998 年 8 月末、2010 年 3 月末) に比べ、2010 年度 0.06%、2011 年度 0.04%、2012 年度 0.04% と減少傾向にあり、2013 年度に過去最低になったもので、就学支援金制度の定着と、この制度が各自治体の減免制度を下支えし、私立高校生への学費・授業料支援制度が拡充してきた結果だと考えられます。

(2) 3 月末段階で「3 ヶ月以上の学費滞納」を抱えたまま、「進級」、「卒業」した私立高校生数は 807 人、その割合も 0.32% と調査開始以来最低になりました。

・就学支援金制度と各自治体の減免制度、さらに各私立高校での学校独自の支援制度、これに加えて厚生労働省の生活福祉資金(教育支援資金)の緊急貸付制度の恒久化と、私立高校生をめぐる学費負担問題へのセーフティネットがこの 4 年間に厚くなってきたことがこの大きな要因だと思われま

(3) 国の就学支援金制度に加算される自治体単独の減免制度の格差が拡大するなかで、学費滞納、経済的理由による退学者の割合も自治体間に格差が生まれてきています。「住んでいる場所によって私学で学べる、学べないが決まってしまう」事態を緊急に改善する必要があります。

・就学支援金の支援対象が「授業料」に限定されているなか、自治体単独補助の補助対象を低所得世帯で、授業料以外の「施設設備費」までを支援の対象にしている自治体(京都府、大阪府、広島県、鳥取県)と、施設設備費の一定額を授業料に加算して補助している自治体、補助額の上限を授業料に限定している自治体があり、その格差が拡大しています。

・今回の調査で滞納者割合が多い自治体は、補助対象が授業料に限定している自治体が多く、例えば岡山県では、授業料平均額 291,342 円、施設設備費平均額 368,050 円のなか、生活保護世帯には国の就学支援金と県の単独予算での減免制度の合算で 309,600 円の補助がありますが、この世帯でも保護者負担が年額 35 万円近く残ることになります。

(4) 厚生労働省の生活福祉資金(教育支援資金)の緊急貸付が 2010 年以来 3 年続けて実施され、2012 年度に恒久的な制度となり、今回の調査の範囲でもこの制度を利用して進級・卒業した生

徒がいるとの回答が26校（8.7%）からあり、その生徒数の合計は139名（昨年度は25校で138名）ありました。今後一層の周知徹底とともに、今年度から制度化された「奨学のための給付金」制度の拡充が望まれます。

- (5) 国の就学支援金制度、各自治体の単独減免制度、各私学での学園独自の奨学金制度の拡充と、それを自治体が経常費補助として、次年度に再補助する制度の拡充（東京都・千葉県）など、私学側の対応と行政措置とがかみ合ってきていることが全体的な減少につながっていると考えられます。

9. 私たちの考え…「お金のことを気にしないで学校を選びたい」「お金のことを心配しないで学びたい」という生徒の思いを実現するために…

- ① 私立高校生の学費滞納、経済的理由での中途退学者数を減らすためには、就学支援金制度の拡充で都道府県の学費減免制度を国が下支えすることが重要です。今回の「公立高校無償化、私立高校等就学支援金制度」の見直しで、私立高校の低所得世帯への就学支援金が加算されましたが、制度拡充のため、国として以下の施策が必要と考えます。

- (ア) 就学支援金制度の一層の拡充をすすめること。

2013年度の全国私立高校平均学費は、授業料380,234円、施設設備費170,906円で合計額（学費）は551,140円です。今回の就学支援金の加算で生活保護世帯に最高額で297,000円が国から支給されますが、それでも254,140円の保護者負担が残ります。この部分に対して国が就学支援金の一層の加算をすることが重要です。そのために、次の就学支援金制度改正では、「2.5倍」＝297,000円の最高額を最大授業料平均額（38万円）まで拡充するとともに、支援対象範囲を「授業料」から「学費」に拡大することが必要です。

- (イ) 自治体間格差解消に向けて国が積極的に施策を講じること。

生活保護世帯で見ると、2013年度、京都府、広島県、鳥取県では授業料に施設設備費を加えた学費（学納金）全額が補助対象になり、保護者負担はありません。大阪府でも府内私立高校の学費の平均額に近い58万円まで補助し、こうした制度は2014年度に新たに埼玉県、長崎県でも導入され、私立高校の低所得世帯での学費無償がすすんでいます。

そのためにも国の加算額を増やしていく必要がありますが、同時に自治体単独での減免措置の拡充も重要な課題です。2014年度の就学支援金制度見直しに際して、32都道府県（68パーセント）が、私立高校生の学費負担軽減のための自治体独自の予算額を削減しました（4月18日全国私教連発表）。理由は補助対象が授業料に限定され、施設設備費が対象から外れていることです。生活保護世帯での学費負担額が実質ゼロの自治体は埼玉県、京都府、大阪府、鳥取県、広島県、長崎県の6自治体ですが、逆に、30万円以上残る自治体は宮城県、福井県、岡山県の3県、20万円以上残る自治体が12都県にのぼっています。

- (ウ) 「修学支援基金」制度の維持・拡充を

現在、こうした自治体単独の制度拡充についての国からの予算措置は「修学支援基金」のみです。2009（平成21）年度に設けられたこの基金は、現在のところ2014（平成26）年度までの制度であり、この制度を活用して単独補助制度の拡充をしている自治体ではそれ以降の制度設計ができない自治体も多くあります。「修学支援基金制度」の維持・拡充は来年度予算編成で、国としての優先課題としていただきたい。

- ② 「所得制限」導入で、申請しないと資格が得られないことで新たな問題が生まれています。

今回の就学支援金制度見直しで市町村民税の納税証明の提出なしでは支援が受けられないことになり、これまでのように誰でも最低 118,800 円が受けられる制度ではなくなりました。また、様々な理由から納税証明書が提出できない家庭や、多忙から提出を放棄する家庭も報告されています。また、「910 万円以上」で修学支援金の対象から外れた高校生にも、「友達の学びは社会で支え、自分の学びは自己責任」という新たな格差感が広がっているとの報告も届いています。こうした点について、一律支給への再度の見直しは必要と考えます。

- ③ 各学園の独自の支援制度についても学園の自主性に任せるのではなく、自治体がリードし、制度の拡充をすすめることが必要です。この点で東京都は現在、学園独自の減免を実施した学園に対して次年度にその大部分の額を再補助する制度があります。
- ④ 私立中学生に対する就学支援制度を国が積極的にリードして創設してください。
- ⑤ 国・自治体で私立高校生の修学支援制度について、私立高校生の世帯はもとより、中学生をもつ世帯にも周知することが必要です。また、恒久化された生活福祉資金（教育支援資金）の学校関係者への周知徹底をおこなうとともに、社会福祉協議会や行政窓口には教育費相談受付を設けることが必要です。

以上

私立高校・中学生の学費滞納・経済的理由による中退調査(1999年3月～2014年3月)

	県数	学校種	学校数	生徒数	滞納生徒数	滞納比率	1校当滞納	退学者	1校当中退数	退学比率	修学旅行不参加
1999年3月末	28	高校	189	203,355	1,932	0.95%	10.2	261	1.38	0.13%	136名
		中学校	62	25,313	69	0.27%	1.1	7	0.11	0.03%	
2000年3月末	27	高校	210	216,505	1,789	0.83%	8.5	318	1.51	0.15%	207名
		中学校	62	26,066	73	0.28%	1.2	16	0.26	0.06%	
2001年3月末	27	高校	235	239,797	1,489	0.62%	6.3	299	1.27	0.12%	244名
		中学校	62	25,085	101	0.40%	1.6	10	0.16	0.04%	
2002年3月末	29	高校	239	229,579	1,379	0.60%	5.8	347	1.45	0.15%	364名
		中学校	79	32,475	95	0.29%	1.2	15	0.19	0.05%	
2003年3月末	25	高校	228	205,850	1,871	0.91%	8.2	355	1.56	0.17%	334名
		中学校	80	29,406	78	0.27%	1.0	8	0.10	0.03%	
2004年3月末	26	高校	212	183,697	1,247	0.68%	5.9	293	1.38	0.16%	503名
		中学校	64	23,740	82	0.35%	1.3	6	0.09	0.03%	
2005年3月末	27	高校	175	147,675	1,385	0.94%	7.9	279	1.59	0.19%	309名
		中学校	62	22,391	69	0.31%	1.1	6	0.10	0.03%	
2006年3月末	28	高校	212	179,630	1,389	0.77%	6.6	285	1.34	0.16%	349名
		中学校	65	27,257	70	0.26%	1.1	8	0.12	0.03%	
2007年3月末	24	高校	194	164,842	1,521	0.92%	7.8	188	0.97	0.11%	225名
		中学校	60	24,325	64	0.26%	1.1	8	0.13	0.03%	
2008年3月末	28	高校	234	195,264	1,805	0.92%	7.7	407	1.74	0.21%	396名
		中学校	90	36,675	90	0.25%	1.0	22	0.24	0.06%	
2009年3月末	28	高校	315	260,834	1,887	0.72%	6.0	513	1.63	0.20%	292名
		中学校	128	49,996	86	0.17%	0.7	24	0.19	0.05%	
2010年3月末	28	高校	282	226,914	1,406	0.62%	5.0	200	0.71	0.09%	311名
		中学校	127	51,284	113	0.22%	0.9	21	0.17	0.04%	
2011年3月末	29	高校	324	264,576	1,339	0.51%	4.0	148	0.46	0.06%	256名
	23	中学校	160	65,429	131	0.20%	1.4	15	0.08	0.02%	
2012年3月末	31	高校	340	285,506	1,194	0.42%	3.5	110	0.32	0.04%	調査せず
	27	中学校	158	64,543	99	0.15%	0.63	21	0.03	0.13%	
2013年3月末	33	高校	317	277,214	950	0.34%	3.0	118	0.37	0.04%	365名
	28	中学校	123	42,154	79	0.19%	0.64	8	0.07	0.02%	
2014年3月末	29	高校	300	256,001	807	0.32%	2.7	83	0.28	0.03%	321名
	25	中学校	126	49,197	43	0.09%	0.34	8	0.06	0.02%	